

# 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後				現 行				摘 要
工事施工管理基準（農業農村整備事業） 平成29年1月 千葉県農林水産部耕地課 目次				工事施工管理基準（農業農村整備事業） 平成26年10月 千葉県 目次				目次部分
<b>第1 土木工事施工管理基準</b>				<b>第1編 土木工事施工管理基準</b>				
第1項	土木工事施工管理基準	.....	1	第1項	土木工事施工管理基準	.....	1	
第2項	直接測定による出来形管理	.....	3	第2項	直接測定による出来形管理	.....	3	
1	共通工事	.....	4	1	共通工事	.....	4	
2	ほ場整備工事	.....	18	2	ほ場整備工事	.....	16	
3	農用地造成工事	.....	20	3	農用地造成工事	.....	18	
4	農道工事	.....	24	4	農道工事	.....	22	
5	水路トンネル工事	.....	34	5	水路トンネル工事	.....	32	
6	水路工事	.....	38	6	水路工事	.....	36	
7	河川及び排水路工事	.....	44	7	河川及び排水路工事	.....	42	
8	管水路工事	.....	48	8	管水路工事	.....	46	
9	畑かん施設工事	.....	76	9	畑かん施設工事	.....	74	
10	橋梁工事	.....	78	10	橋梁工事	.....	76	
11	橋梁下部工事	.....	82	11	橋梁下部工事	.....	80	
12	法面保護工事	.....	88	12	法面保護工事	.....	86	
13	暗渠排水工事	.....	94	13	暗渠排水工事	.....	92	
14	フィルダム工事	.....	96	14	フィルダム工事	.....	94	
15	頭首工事	.....	100	15	頭首工事	.....	98	
16	海岸河川工事	.....	102	16	海岸河川工事	.....	100	
17	ため池改修工事	.....	104	17	ため池改修工事	.....	102	
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	.....	108	別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	.....	106	
第3項	撮影記録による出来形管理	.....	119	第3項	撮影記録による出来形管理	.....	117	
1	共通工事	.....	120	1	共通工事	.....	118	
2	ほ場整備工事	.....	122	2	ほ場整備工事	.....	120	
3	農用地造成工事	.....	124	3	農用地造成工事	.....	122	
4	農道工事	.....	124	4	農道工事	.....	122	
5	水路トンネル工事	.....	126	5	水路トンネル工事	.....	124	
6	水路工事	.....	126	6	水路工事	.....	124	
7	河川及び排水路工事	.....	126	7	河川及び排水路工事	.....	124	
8	管水路工事	.....	128	8	管水路工事	.....	126	
9	畑かん施設工事	.....	130	9	畑かん施設工事	.....	128	
10	橋梁工事	.....	130	10	橋梁工事	.....	128	
11	橋梁下部工事	.....	130	11	橋梁下部工事	.....	128	
12	法面保護工事	.....	132	12	法面保護工事	.....	130	
13	暗渠排水工事	.....	132	13	暗渠排水工事	.....	130	
14	フィルダム工事	.....	132	14	フィルダム工事	.....	130	
15	頭首工事	.....	134	15	頭首工事	.....	132	
16	海岸河川工事	.....	134	16	海岸河川工事	.....	132	
17	ため池改修工事	.....	134	17	ため池改修工事	.....	132	
第4項	品質管理	.....	136	第4項	品質管理	.....	134	
1	コンクリート関係	.....	137	1	コンクリート関係	.....	135	
2	土質関係	.....	145	2	土質関係	.....	143	

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後	現 行	摘 要
3 石材関係 ..... 155	3 石材関係 ..... 153	
4 アスファルト関係 ..... 157	4 アスファルト関係 ..... 155	
5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係 ..... 163	5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係 ..... 161	
第5項 施工管理記録様式 ..... 169	第5項 施工管理記録様式 ..... 162	
(出来形管理関係) ..... 174	(出来形管理関係) ..... 166	
(品質管理関係) ..... 248	(品質管理関係) ..... 240	
参考資料 ..... 254	参考資料 ..... 246	
<b>第2 施設機械工事等施工管理基準</b>		
<b>第1編 共通編</b>		
<b>第1章 総則</b>		
第1節 総則 ..... 321	第2項 直接測定による出来形管理 ..... 304	
<b>第2章 撮影記録による出来形管理</b>		
第1節 撮影記録による出来形管理 ..... 327	1 用排水ポンプ設備 ..... 306	
<b>第3章 品質管理</b>		
第1節 共通 ..... 334	2 水門設備 ..... 320	
<b>第2編 設備別編</b>		
<b>第1章 水門設備</b>		
第1節 直接測定による出来形管理 ..... 340	① 河川・水路用水門 ..... 320	
1. 河川・水路用水門設備 ..... 340	② ゴム引布製起伏ゲート ..... 370	
2. ダム用水門設備 ..... 369	③ ダム用水門設備 ..... 380	
第2節 品質管理 ..... 394	3 除塵設備 ..... 418	
<b>第2章 ゴム引布製起伏ゲート設備</b>		
第1節 直接測定による出来形管理 ..... 405	4 鋼橋上部工 ..... 438	
第2節 品質管理 ..... 409	5 水管橋上部工 ..... 464	
<b>第3章 揚(用)排水ポンプ設備</b>		
第1節 直接測定による出来形管理 ..... 416	6 電気設備 ..... 474	
第2節 品質管理 ..... 423	7 水管理制御システム ..... 492	
	第3項 撮影記録による出来形管理 ..... 508	
	第4項 品質管理 ..... 521	
	1 共通 ..... 522	
	2 用排水ポンプ設備 ..... 532	
	3 水門設備 ..... 548	
	① 河川・水路用水門 ..... 548	
	② ゴム引布製起伏ゲート ..... 574	
	③ ダム用水門設備 ..... 587	
	4 除塵設備 ..... 590	
	5 鋼橋上部工 ..... 602	
	6 水管橋上部工 ..... 608	
	7 電気設備 ..... 612	
	8 水管理制御システム ..... 644	



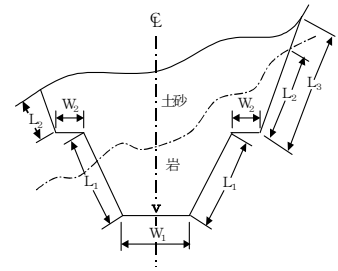
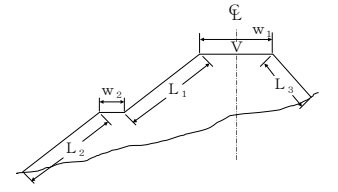
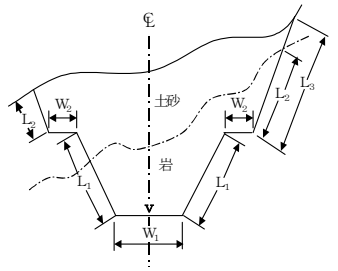
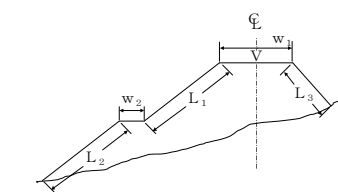
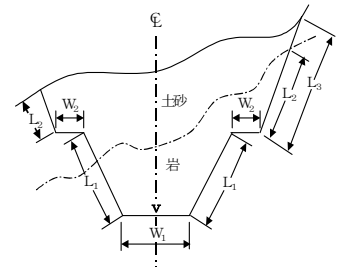
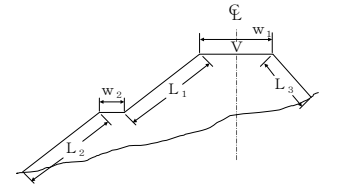
## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後	現 行	摘 要
<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、千葉県農林水産部所管農業農村整備事業等に係る建設工事のうち県が発注する工事について、その施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、<b>受注者</b>が実施する施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>【略】</p> <p>第4 施工管理の実施</p> <p>【略】</p> <p>3 施工管理の実施と提出内容</p> <p>施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、<b>測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</b></p> <p>なお、提出様式は第5項「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。</p> <p>4 施工上の留意点</p> <p>【略】</p> <p>5 検査(完成・出来形・中間)時の提出内容</p> <p><b>受注者</b>は、完成検査、出来形検査、中間検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。</p> <p>【略】</p> <p>第5 用語の定義</p> <p>管理基準値(参考)……<b>管理基準値(参考)</b>は、「規格値」の範囲内に収まるよう、<b>施工管理の「目安」として示したものである。受注者は社内の管理基準値により管理しなければならない。</b></p> <p>【略】</p>	<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、千葉県農林水産部所管農業農村整備事業等に係る建設工事のうち県が発注する工事について、その施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、<b>請負者</b>が実施する施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>【略】</p> <p>第4 施工管理の実施</p> <p>【略】</p> <p>3 施工管理の実施と提出内容</p> <p>施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、<b>その結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</b></p> <p>なお、提出様式は第5項「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。</p> <p>4 施工上の留意点</p> <p>【略】</p> <p>5 検査(完成・出来形・中間)時の提出内容</p> <p><b>請負者</b>は、完成検査、出来形検査、中間検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。</p> <p>【略】</p> <p>第5 用語の定義</p> <p>管理基準値……<b>管理基準値</b>は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「参考」として示したものであり、使用は<b>請負者</b>の裁量による。</p> <p>【略】</p>	<p>旧2ページ 新2ページ</p>

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
第2項 直接測定による出来形管理 1 共通工事					第2項 直接測定による出来形管理 1 共通工事					
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共 通 工 事	10掘削	10基準高(H)	⊖ 65 <b>【削除】</b>	⊖ 100 <b>【削除】</b>	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき1箇所割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	10掘削	10基準高(H)	⊖ 65 <b>(⊕ 65 ⊖ 130)</b>	⊖ 100 <b>(⊕ 100 ⊖ 200)</b>	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき1箇所割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		20幅 (W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150			20幅 (W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	
		30法長 (L)	法長5m未満⊖ 125	⊖ 200			30法長 (L)	法長5m未満⊖ 125	⊖ 200	
		"	" 5m以上⊖ 2.5%	⊖ 4%			"	" 5m以上⊖ 2.5%	⊖ 4%	
	40施工延長	省略	⊖ 200	40施工延長		省略	⊖ 200			
	20盛土	省略	省略	省略		省略	省略			
	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略		

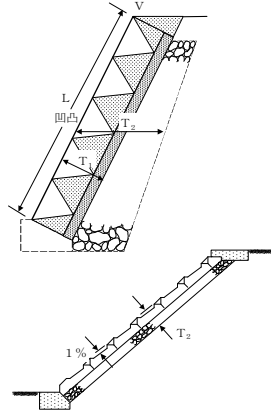
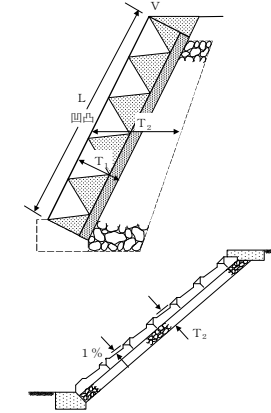
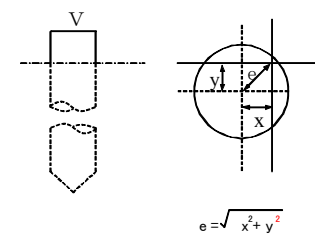
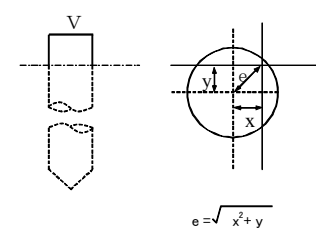
## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行					摘 要
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図		摘 要		旧 5 ページ 新 5 ページ	
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの						
基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの			<p style="color: red; font-weight: bold;">【削除】</p>		( ) 内の値は河川土工の場合。	
同 上	同 上	同 上			余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。			
【略】					<p style="color: red; font-weight: bold;">( ) 内の値は河川土工の場合。</p>		( ) 内の値は河川土工の場合。	
【略】					余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。			
【略】					<p style="color: red; font-weight: bold;">【削除】</p>		( ) 内の値は河川土工の場合。	
【略】					余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。			

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要		
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準			
1 共 通 工 事	40 基礎杭打 工	10 基準高 (V)	⊕ 50 ⊖ 30	⊕ 75 ⊖ 45	重要構造物は全数、 それ以外は施工本数 20本当たり1本測定 し、20本未満は2本 測定する。 支持杭については打 止り沈下量を全数測 定する。 <b>【削除】</b>	1 共 通 工 事	40 基礎杭打 工	10 基準高 (V)	⊕ 50 ⊖ 30	⊕ 75 ⊖ 45	重要構造物は全数、 それ以外は施工本数 20本当たり1本測定 し、20本未満は2本 測定する。 支持杭については打 止り沈下量を全数測 定する。 <b>※根固め工法による 先端部施工管理は特 別仕様書による。</b>	
		11 "	場所打杭 ⊖ 30	場所打杭 ⊖ 45				11 "	場所打杭 ⊖ 30	場所打杭 ⊖ 45		
	41 木 杭	12 "	深礎杭 ⊖ 30	深礎杭 ⊖ 45				41 木 杭	12 "	深礎杭 ⊖ 30		深礎杭 ⊖ 45
		20~44 偏心	別表ア参照	別表ア参照					20~44 偏心	別表ア参照		別表ア参照
	42 既製コン クリート 杭	(e)	深礎杭 100	深礎杭 150				42 既製コン クリート 杭	(e)	深礎杭 100		深礎杭 150
	43 鋼管杭	45 "						43 鋼管杭	45 "			
	44 場所打杭					44 場所打杭						
	45 深礎杭					45 深礎杭						

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

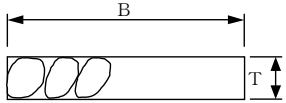
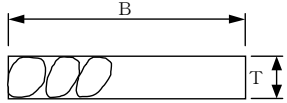
改 正 後			現 行					摘 要	
管 理 方 式			管 理 方 式					旧 7 ページ 新 7 ページ	
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘 要	管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		測定箇所標準図
基準高、厚さ、法長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの及び施工延長		<p>基礎コンクリートは 91 コンクリート基礎を適用する。</p> <p>法長の 1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。</p>	基準高、厚さ、法長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの及び施工延長		<p>基礎コンクリートは 91 コンクリート基礎を適用する。</p> <p>法長の 1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。</p>
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものは、杭打ち成績表(様式 4)による。	—	 $e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。	—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものは、杭打ち成績表(様式 4)による。	—	 $e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。



## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要	
【略】					【略】						
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
1 共 通 工 事	70 栗石基礎	10 幅 (B)	栗石基礎、碎石基礎 ⊖ 130	⊖200	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	1 共 通 工 事	80 栗石基礎	10 幅 (B)	⊖ 130 (⊖ 65)	⊖200 (⊖ 100)	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
	71 碎石基礎		砂基礎、均しコンクリート ⊖ 65				⊖ 100		81 碎石基礎		
	72 砂基礎	20 厚さ (T)	栗石基礎、碎石基礎、 砂基礎 ⊖30	⊖ 50		82 砂基礎		30 施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100		
	73 均しコンクリート		均しコンクリート ⊖13			⊖ 20	83 均しコンクリート			31 "	
		30 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100							
	31 "										
【略】					【略】					旧10ページ 新10ページ	

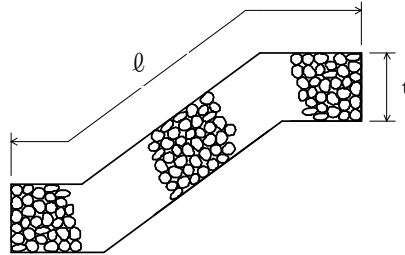
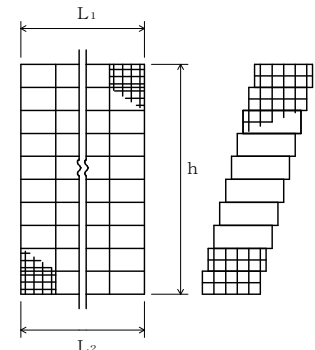
## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	旧11ページ 新11ページ
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		<p style="color: red;">【削除】</p> 管水路の基礎は「8 管水路工事 10 管体基礎工(砂基礎等)」による。	—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		<p style="color: red;">10 幅(B)の( )は砂基礎及び均しコンクリートの場合。</p> <p style="color: red;">20 厚さ(T)の( )は、均しコンクリートの場合であり、管水路の基礎は「8 管水路工事 10 管体基礎工(砂基礎等)」による。</p>	
【略】					【略】					

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行	摘 要
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	【新設】	新16ページ
1 共 通	130 羽口工 (じゃかご)	10 法長 $\ell$	法長 3m 未満 ⊖ 50 〃 3m 以上 ⊖ 100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以 下のものは1 施工箇 所につき2ヶ所。		
	20 厚さ t		⊖50			
工 事	140 羽口工 (ふとんかご、 かご枠)	10 高さ h	⊖100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以 下のものは1 施工箇 所につき2ヶ所。		
	20 延長 L1, L2		⊖200			

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行	摘 要						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">管 理 方 式</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">管理図表によるもの (様式2-1、2-2)</td> <td style="width: 33%;">結果一覧表によるもの (様式3-1)</td> <td style="width: 33%;">構造図に朱記、併記するもの</td> </tr> </table>			管 理 方 式			管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管 理 方 式										
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの								
厚さ、法 長で 20 点以上 のもの	左記の もので 20点未 満のも の	左記の もので 箇所単 位のも の及び 施工延 長								
高さ、法 長で 20 点以上 のもの	左記の もので 20点未 満のも の	左記の もので 箇所単 位のも の及び 施工延 長								

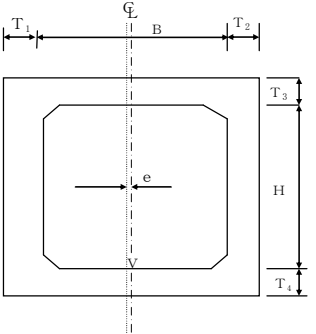
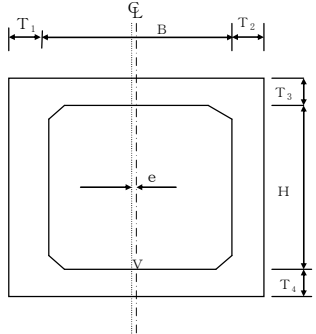
【新設】

17 ページ

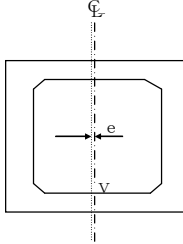
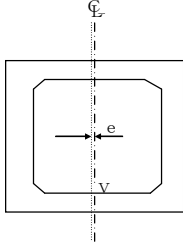
# 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行					摘 要
管 理 方 式			管 理 方 式					旧37ページ 新39ページ
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測 定 箇 所 標 準 図		測 定 箇 所 標 準 図		摘 要	
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、 <span style="color: red;">スパン</span> 長で20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	—					スパン長の標準を9mとした場合。	スパン長の標準を9mとした場合。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、 <span style="color: red;">スパン</span> 長で20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	—					スパン長の標準を9mとした場合。	スパン長の標準を9mとした場合。

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後				現 行				摘 要
【略】				【略】				旧39ページ 新41ページ
管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要			
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもので及び施工延長	—	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもので及び施工延長	—	スパン長の標準を9mとした場合。	スパン長の標準を9mとした場合。	
								

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

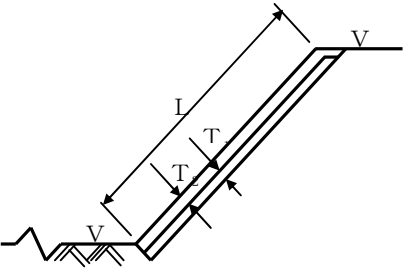
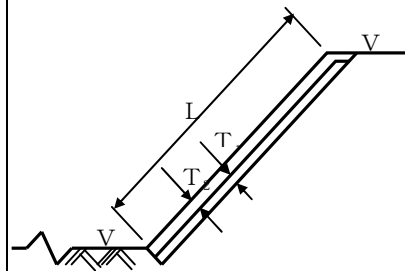
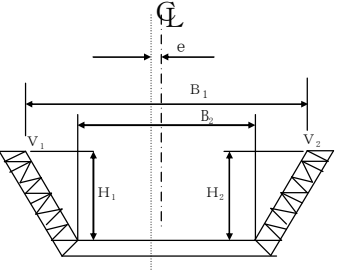
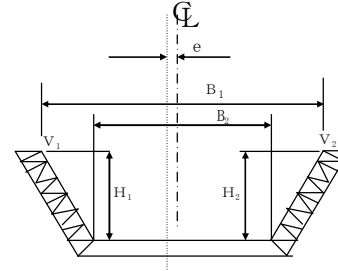
改 正 後				現 行				摘 要	
【略】								旧41ページ 新43ページ	
管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式		
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—			—				

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後						現 行						摘 要
7 河川及び排水路工事 【略】						7 河川及び排水路工事 【略】						旧42ページ 新44ページ
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	20コン リートブ ロック積 み水路	省略	省略	省略		7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	20コン リート	省略	省略	省略		
	21 鉄筋 コンクリ ート柵渠	省略	省略				省略	21 鉄筋 コンクリ ート柵渠	省略			省略
	省略	省略	省略				省略	省略	省略			省略
	省略	省略	省略				省略	省略	省略			省略
	省略	省略	省略				省略	省略	省略			省略
【略】						【略】						



# 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行					摘 要	
管 理 方 式			管 理 方 式					旧43ページ 新45ページ	
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測 定 箇 所 標 準 図			測 定 箇 所 標 準 図			摘 要
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—							
基準高、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—							幅、高さは柵渠には適用しない。
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅、高さは柵渠には適用しない。</li> <li>・土羽部分がある場合は土工(1 共通工事 10 掘削、20 盛土)と組み合わせ管理項目を設定すること。</li> </ul>						

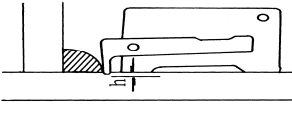
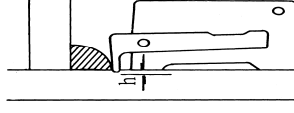
## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後						現 行						摘 要	
【略】						【略】						旧44ページ 新46ページ	
河川及び排水路工事	7 30ライニング水路	項目	管理基準値(mm) (参考)	規格値(mm)	測定基準	河川及び排水路工事	7 30ライニング水路	項目	管理基準値(mm) (参考)	規格値(mm)	測定基準		
		省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略	省略		
		省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略	省略		
		省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略	省略		
31連節ブロック	省略	省略	省略	省略	31連節ブロック張	省略	省略	省略	省略	省略	省略		
32コンクリートマット	省略	省略	省略	省略	32コンクリートマット	省略	省略	省略	省略	省略	省略		
【略】						【略】						旧46ページ 新48ページ	
【略】						【略】							
8管水路工事	8 管水路	項目	管理基準値(mm) (参考)	規格値(mm)	測定基準	8 管水路工事	8 管水路	項目	管理基準値(mm) (参考)	規格値(mm)	測定基準		
		管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管)	省略	省略	省略			管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管)	省略	省略	省略		省略
		省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略	省略		
		省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略	省略		
20RC管 【削除】	省略	省略	省略	省略	20RC管 RC管	省略	省略	省略	省略	省略	省略		
【略】						【略】							

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管)	省略	省略	省略	8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管)	省略	省略	省略	旧48ページ 新50ページ
	30K形	省略	省略	省略		30A形	省略	省略	省略	
	31U形	省略	省略	省略		31K形	省略	省略	省略	
	32T形	省略	省略	省略		32U形	省略	省略	省略	
	(強化プラスチック複 合管)	省略	省略	省略		33T形	省略	省略	省略	
33B形、T形				(強化プラスチック複 合管)						
34C形				34B形、T形						
35D形				35C形						
35D形				36D形						
【略】					【略】					
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。			8 管 水 路 工 事	管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。			旧50ページ 新52ページ
	管 種	J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)				管 種	J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)			
		W S P A-101-2009(農業用プラスチック被覆鋼管)					W S P A-101-2009(農業用プラスチック被覆鋼管)			
	寸 法	80A~3500A				寸 法	80A~3500A			
	塗覆装方法	管外面 長寿命形プラスチック被覆とする。				塗覆装方法	管外面 プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装			
		管内面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。					管内面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。			
		なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおりとする。								
接 合 法	突き合わせ溶接継手とする。			接 合 法	突き合わせ溶接継手とする。					
工 法	通常の開削による布設工法とする。			工 法	通常の開削による布設工法とする。					
管路の範囲	導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。			管路の範囲	導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。					

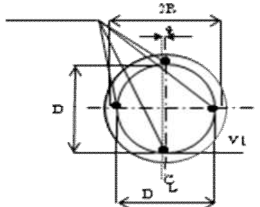
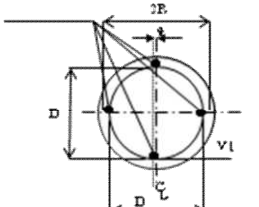
## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要	
<b>【略】</b>					<b>【略】</b>					旧 65 ページ 新 67 ページ          旧 66 ページ 新 68 ページ	
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要	管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要		
—	—	○			—	—	○				
—	—	○		省略	—	—	○		省略		
—	—	○			—	—	○				
—	—	○		<b>【削除】</b> JIS G 3443-4 に準じる。	—	—	○		JWWA K-135 に準じる。		
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測定基準	工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測定基準		
8 管 水 路 工 事	<b>【削除】</b> 62 エポキシ樹脂塗装	20 膜厚	最低膜厚は別表カ又は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	最低膜厚は別表カ又は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	8 管 水 路 工 事	63 水道用液状エポキシ樹脂塗装	20 膜厚	最低膜厚は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	最低膜厚は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。		省略
		省略	省略	省略			省略	省略	省略		省略
		省略	省略	省略			省略	省略	省略		省略

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要	
8 管 水 路 工 事	65 ジョイント コ ー ト	省略	省略	省略	測定基準	省略	省略	省略	省略	旧68ページ 新70ページ	
		省略	省略	省略							
		省略	省略	省略							
		省略	省略	省略							
		省略	省略	省略							
		省略	別表カのとおり 1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後の厚さとする。	別表カのとおり 1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後の厚さとする。							省略
8 管 水 路 工 事	65 ジョイント コ ー ト	省略	省略	省略	測定基準	省略	省略	省略	省略	旧68ページ 新70ページ	
		省略	省略	省略							
		省略	省略	省略							
		省略	省略	省略							
		省略	省略	省略							省略
		省略	1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後	1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後							省略
【略】	8 管 水 路 工 事	81 シールド 工 事  (二次覆 工)  既製管覆 工	省略	既製管挿入工 ⊖ 20 推進工事 ⊖ 30	⊖ 30 ⊖ 50	測定基準	省略	省略	省略	旧72ページ 新74ページ	
			省略	省略	省略						
			省略	省略	省略						
			省略	省略	省略						
			省略	省略	省略						省略
【略】	8 管 水 路 工 事	81 シールド 工 事  (二次覆 工)  既製管覆 工	省略	⊖ 20 (⊖ 30)	⊖ 30 (⊖ 50)	測定基準	省略	省略	省略	旧72ページ 新74ページ	
			省略	省略	省略						
			省略	省略	省略						
			省略	省略	省略						
			省略	省略	省略						省略

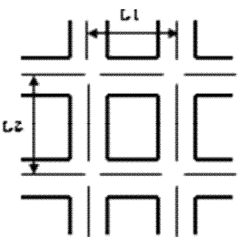
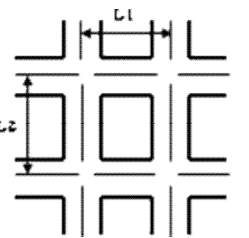
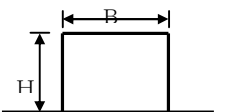
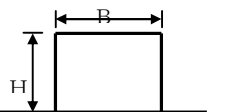
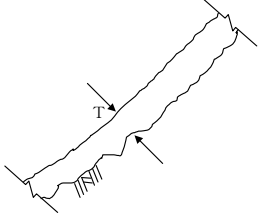
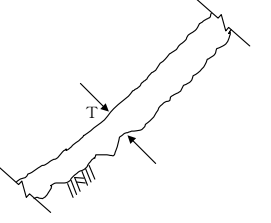
## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後				現 行				摘 要		
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図			
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		摘要	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		構造図に朱記、併記するもの	摘要	
省略	省略	—	<p>ジョイント間隔 測定位置</p>  <p>基準高 (V) は、<math>V_1</math> を測定し管理する。 たわみ率の計算 <math>\Delta X / 2R \times 100 (\%)</math> <math>\Delta X = [2R - (Dh + t)]</math> 又は <math>[2R - (Dv + t)]</math> 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<p>Vの測定は管底 (<math>V_1</math>) を原則とし、測定時期は完了時とする。</p> <p style="color: red;">【削除】</p>	省略	省略	—	<p>ジョイント間隔 測定位置</p>  <p>基準高 (V) は、<math>V_1</math> を測定し管理する。 たわみ率の計算 <math>\Delta X / 2R \times 100 (\%)</math> <math>\Delta X = [2R - (Dh + t)]</math> 又は <math>[2R - (Dv + t)]</math> 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<p>Vの測定は管底 (<math>V_1</math>) を原則とし、測定時期は完了時とする。</p> <p style="color: red;">10 基準高 (V) の ( ) は推進工事の場合。</p>	<p>旧73ページ 新75ページ</p>

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後						現 行						摘 要
<b>【略】</b>						<b>【略】</b>						旧82ページ 新84ページ
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
II 橋 梁 下 部 工 事	20 橋脚工  張出式 重力式 半重力式	10 基準高(V)	省略	省略	省略	II 橋 梁 下 部 工 事	20 橋脚工  張出式 重力式 半重力式	10 基準高(V)	省略	省略	省略	
		20 天端幅( $l_1$ )	省略	省略				20 天端幅( $B_1$ )	省略	省略		
		30 敷長( $l_2$ )	省略	省略				30 敷幅( $B_2$ )	省略	省略		
		40 天端幅( $B_1$ )	省略	省略				40 高  高さ(H)	省略	省略		
		50 敷幅( $B_2$ )	省略	省略				50 中心線の ズレ (e)	省略	省略		
		60 高  高さ(H)	省略	省略				60 天端幅( $l_1$ )	省略	省略		
		70 橋脚中心 間距離 (L)	省略	省略				70 敷長( $l_2$ )	省略	省略		
		80 中心線の ズレ (e)	省略	省略				80 橋脚中心 間距離 (L)	省略	省略		
※ 項目の順番を変更したが、管理基準値等については、変更がない。												

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

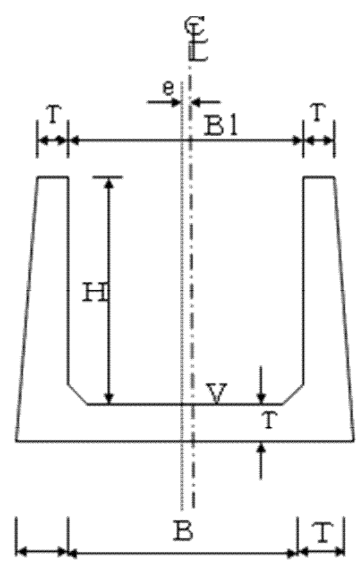
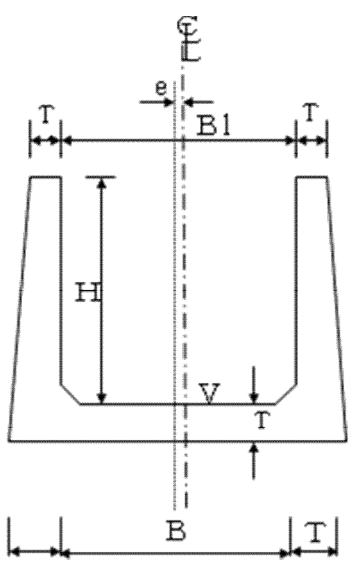
改 正 後					現 行					摘 要
<b>【略】</b>										
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	旧91ページ 新93ページ
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
—	—	展開図に朱記、併記する			展開図に朱記、併記する					
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—								
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—								
厚さ20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。			施工単部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。			



## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

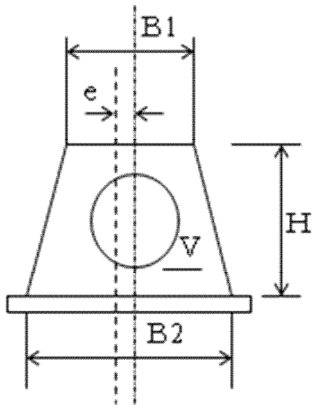
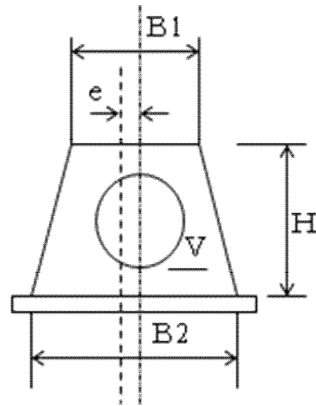
改 正 後					現 行					摘 要	
<b>【略】</b>					<b>【略】</b>					旧92ページ 新94ページ	
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
13 暗 渠 排 水 工 事	20 集水渠 (支線) 21 導水渠 (幹線)	10 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 <b>【削除】</b>	13 暗 渠 排 水 工 事	20 集水渠 (支線) 21 導水渠 (幹線)	10 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50		⊖ 75
		20 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下⊖1,000				20 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下⊖1,000	
		21 "						21 "			

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要	
<b>【略】</b>											
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)			構造図に朱記、併記するもの	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)			結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、 <span style="color: red;">スパン長</span> で20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ	スパン長の標準を9mとした場合。	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ	スパン長の標準を9mとした場合。	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満の及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ	スパン長の標準を9mとした場合。
											

旧 103  
ページ  
新 105  
ページ

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
<b>【略】</b>					<b>【略】</b>					旧 105 ページ 新 107 ページ
管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管 理 方 式	管 理 方 式	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準5水路トンネル工事の10水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準1共通工事の90コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準5水路トンネル工事の10水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準1共通工事の90コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする	



## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後	現 行	摘 要
<p style="text-align: center;">ジョイント間隔=受け口長 <math>l_2</math> - (管有効長 <math>L</math> - 測定長 <math>X_2</math>)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">別表ウ 【略】</p>	<p style="text-align: center;">ジョイント間隔=受け口長 <math>1/2</math> - (管有効長 <math>L</math> - 測定長 <math>X_2</math>)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">別表ウ 【略】</p>	<p>旧 109 ページ 新 111 ページ</p>

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後							現 行							摘 要	
規 格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029		JISG5526・5527 及び JDPA G 1029				規 格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1029・1029		JISG5526・5527 及び JDPA G 1029				旧 111 ページ 新 113 ページ	
	8 管水路工事 T 形			8 管水路工事 U 形				8 管水路工事 T 形			8 管水路工事 U 形				
呼び径 (mm)	管理基準値 (参 考)		規 格 値	標 準 値	管理基準値 (参 考)		規 格 値	呼び径 (mm)	管理基準値 (参 考)		規 格 値	標 準 値	管理基準値 (参 考)		規 格 値
75	+11	0	+16	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100	+11	0	+17	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
150	+11	0	+18	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
200	+11	0	+16	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
250	+11	0	+14	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
700	-	-	-	-	105	+23	-5	+32	-5	-	-	-	-	-	-
800	-	-	-	-	105	+23	-5	+32	-5	-	-	-	-	-	-
900	-	-	-	-	105	+23	-5	+32	-5	-	-	-	-	-	-
1,000	-	-	-	-	105	+23	-5	+33	-5	-	-	-	-	-	-
1,100	-	-	-	-	105	+23	-5	+33	-5	-	-	-	-	-	-
1,200	-	-	-	-	105	+23	-5	+33	-5	-	-	-	-	-	-
1,350	-	-	-	-	105	+23	-5	+35	-5	-	-	-	-	-	-
1,500	-	-	-	-	105	+23	-5	+35	-5	-	-	-	-	-	-
1,600	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5	-	-	-	-	-	-

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後									現 行									摘 要		
1,650	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5	1,650	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5	旧 111 ページ 新 113 ページ
1,800	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5	1,800	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5	
2,000	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5	2,000	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5	
2,100	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5	2,100	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5	
2,200	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5	2,200	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5	
2,400	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5	2,400					115	+24	-5	+36	-5	
2,600	-	-	-	-	130	+24	-5	+36	-5	2,600					130	+24	-5	+36	-5	
注) 6. JDPAG 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。 ・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600 JDPAG 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。 ・ T形：250～700、U形：800～2,600 <del>7.</del> JDPAG 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JISG5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。 <b>7. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK型、U型のジョイント間隔は JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) のK型、U型に準じる。</b> 8. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は 標準値に対する値を示している。									注) 6. JDPAG 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。 ・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600 JDPAG 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。 ・ T形：250～700、U形：800～2,600 <b>7. JDPAG 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JISG5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。</b> 8. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は 標準値に対する値を示している。											
【略】									【略】											
別表エ									別表エ											
【略】									【略】											

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後						現 行						摘 要			
規 格		J I S A 5350				規 格		J I S A 5350				旧 114 ページ 新 116 ページ			
		D 形 (S60)						D 形							
呼び径 (mm)	標準 値	管 理 基 準 値 (参 考)		規 格 値		呼び径 (mm)	標準 値	管 理 基 準 値 (参 考)		規 格 値					
				良 質 地 盤	軟 弱 地 盤					良 質 地 盤	軟 弱 地 盤				
200	0	+5	0	+25	-3	+15	-3	200	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
250	0	+5	0	+25	-3	+15	-3	250	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
300	0	+5	0	+25	-3	+15	-3	300	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
350	0	+5	0	+25	-3	+15	-3	350	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
400	0	+5	0	+35	-3	+25	-3	400	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
450	0	+5	0	+35	-3	+25	-3	450	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
500	0	+15	0	+35	-3	+25	-3	500	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
600	0	+15	0	+35	-3	+25	-3	600	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
700	0	+15	0	+35	-3	+25	-3	700	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
800	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	800	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5	1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5	2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5	2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5
2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5	2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5



## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要																																
<p>【略】</p> <p>別表カ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 60%;">塗 覆 装 方 式</th> <th style="width: 30%;">最 小 厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直管 テーパ付 き  直管 異形管</td> <td>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装</td> <td>0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)</td> </tr> <tr> <td>【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443 - 3)</td> <td>2.0 mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場溶接 部</td> <td>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装</td> <td>0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)</td> </tr> <tr> <td>【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012-2010)」</td> <td>プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考1. 【省略】</td> </tr> </tbody> </table>			種 別	塗 覆 装 方 式	最 小 厚 さ (mm)	直管 テーパ付 き  直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443 - 3)	2.0 mm以上	現場溶接 部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上	備考1. 【省略】			<p>【略】</p> <p>別表カ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 60%;">塗 覆 装 方 式</th> <th style="width: 30%;">最 小 厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直管 テーパ付 き  直管 異形管</td> <td>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装</td> <td>0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)</td> </tr> <tr> <td>【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443 - 3)</td> <td>2.0 mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場溶接 部</td> <td>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装</td> <td>0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)</td> </tr> <tr> <td>【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012-2010)」</td> <td>プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考1. 【省略】</td> </tr> </tbody> </table>			種 別	塗 覆 装 方 式	最 小 厚 さ (mm)	直管 テーパ付 き  直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443 - 3)	2.0 mm以上	現場溶接 部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上	備考1. 【省略】			<p>旧 116 ページ</p> <p>新 118 ページ</p>
種 別	塗 覆 装 方 式	最 小 厚 さ (mm)																																				
直管 テーパ付 き  直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)																																				
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443 - 3)	2.0 mm以上																																				
現場溶接 部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)																																				
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上																																				
備考1. 【省略】																																						
種 別	塗 覆 装 方 式	最 小 厚 さ (mm)																																				
直管 テーパ付 き  直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)																																				
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443 - 3)	2.0 mm以上																																				
現場溶接 部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443 - 4) 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2009)」による)																																				
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上																																				
備考1. 【省略】																																						

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
第3項 撮影記録による出来高管理			第3項 撮影記録による出来高管理			旧 118 ページ 新 120 ページ
工 種	撮影基準	撮影箇所	工 種	撮影基準	撮影箇所	
1 共通 工事	1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 【削除】 8. その他必要に応じて適宜撮影する。 【削除】		1 共通 工事	1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 なお、明視できる部分については、この基準によらなくてもよい。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。 (進捗管理のための遠景撮影など)		
【略】			【略】			
1 共通 工事	4. 石積み（張） ブロック積み（張） 5. 基礎杭打工 6. 矢板打工 7. オープンケーンソン	省略  20本に1箇所割合で撮影する。  施工延長おおむね40～80mにつき1箇所割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。  省略	省略	省略  矢板打設は上記と同一。 基礎杭は20本に1箇所割合で撮影する。  省略	省略  杭及び矢板の偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。  省略	

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
【略】			【略】			旧 120 ページ 新 122 ページ
工 種	撮影基準	撮影箇所	工 種	撮影基準	撮影箇所	
1 共 通 工 事	9.コンクリー ト付帯構造 物 コンクリー ト基礎、側 溝、管渠、 横断構造 物、【削除】 コンクリー ト擁壁、そ の他上記に 準ずる もの	省略	1 共 通 工 事	9.コンクリー ト付帯構造 物 コンクリー ト基礎、側 溝、管渠、 横断構造 物、RC橋、 コンクリー ト擁壁、そ の他上記に 準ずる もの	省略	

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要	
【略】			【略】			旧 124 ページ 新 126 ページ	
工 種	撮影基準	撮影箇所	工 種	撮影基準	撮影箇所		
6 水 路 工 事	1. 現場打開 水路	省略	省略	1. 現場打開 水路	省略		省略
	2. 現場打サイ ホン	省略	省略	2. 現場打サイ ホン	省略		省略
	3. 現場打暗渠	省略	省略	3. 現場打暗渠	省略		省略
	4. 鉄筋コンク リート大型 フリーム、 鉄筋コンクリ ートL形水路	施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所の場合 で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	省略	4. 鉄筋コンク リート大型 フリーム、 鉄筋コンクリ ートL形水路	施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所の場合 で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	省略	

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
【略】			【略】			旧 126 ページ 新 128 ページ
工 種	撮影基準	撮影箇所	工 種	撮影基準	撮影箇所	
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 (砂基礎 及び埋戻等)	省略	8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 (砂基礎 及び埋戻等)	省略	
	2. 管水路 (遠心力鉄筋 コンクリート管)	省略		2. 管水路 (遠心力鉄筋 コンクリート管)	省略	
	3. 管水路 (強化プラスチ ック複合管、 ダクタイル鋳鉄 管)	省略		3. 管水路 (強化プラスチ ック複合管、 ダクタイル鋳鉄 管)	省略	
	4. 管水路 (硬質ポリ塩化 ビニル管)	省略		4. 管水路 (硬質塩化ビニ ル管)	省略	
	5. 管水路 (鋼管)	省略		5. 管水路 (鋼管)	省略	
	6. 管水路 (埋設とう性 管)たわみ率	たわみ量測定箇所 2 箇所につき 1 箇所の割合で撮 影する。 ただし、測定箇所が 2 箇所 <b>【削除】</b> の場合は 2 箇 所とも撮影する。		6. 管水路 (埋設とう性 管)たわみ率	たわみ量測定箇所 2 箇所につき 1 箇所の割合で撮 影する。 ただし、測定箇所が 2 箇所 <b>【のみ】</b> の場合は 2 箇所と も撮影する。	
【略】			【略】			

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後				現 行				摘 要
工 種		撮影基準	撮影箇所	工 種		撮影基準	撮影箇所	旧 128 ページ 新 130 ページ
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	省略	省略	10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	省略	省略	
	2. 鉄筋コンクリート床版工	省略	省略		2. 鉄筋コンクリート床版工	省略	省略	
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	【削除】 上記と同一。	【削除】 上記と同一。		3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね 30～60 m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	省略	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1 共通工事の10 精度を要するもの」の項に定めるところによる。	11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	省略	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1 共通工事の100 精度を要するもの」の項に定めるところによる。	
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	省略	省略		2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	省略	省略	
	3. 橋脚工 ラーメン式	省略	省略		3. 橋脚工 ラーメン式	省略	省略	

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
工 種	撮影基準	撮影箇所	工 種	撮影基準	撮影箇所	旧 130 ページ 新 132 ページ
12 法 面 保 護 工 事	1、法面保護工  客土吹付、植生基材吹付、 <b>コンクリート吹付、モルタル吹付</b> は、施工面積おおむね 200～400 m <sup>2</sup> につき 1 箇所、その他は 1,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で撮影する。  上記未満は 2 箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、 <b>法勾配、法長</b> 、厚さ、 <b>ラス張</b> 、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。	12 法 面 保 護 工 事	1、法面保護工  客土吹付、植生基材吹付 <b>工</b> 、は、施工面積おおむね 200～400 m <sup>2</sup> につき 1 箇所、その他は 1,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で撮影する。  上記未満は 2 箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、厚さ、 <b>金網</b> 、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。	
【略】			【略】			

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後	現 行	摘 要																																		
<p>第4項 品質管理 1 コンクリート関係 【略】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">規格値</th> <th style="width: 25%;">管理方法</th> <th style="width: 50%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS R 5210～<del>5214</del> 参照</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">省略</td> <td rowspan="6"> <b>【略】</b>                      4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について<b>受注者</b>は監督職員に報告するものとする。                      なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。                 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>高炉スラグ粗骨材 <b>L</b> 1.25kg/ℓ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 粗骨材 <b>N</b></td> </tr> <tr> <td>1.35kg/ℓ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 細骨材 1.45kg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【略】</p>	規格値	管理方法	処置	JIS R 5210～ <del>5214</del> 参照	省略	<b>【略】</b> 4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について <b>受注者</b> は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。	省略	高炉スラグ粗骨材 <b>L</b> 1.25kg/ℓ	" 粗骨材 <b>N</b>	1.35kg/ℓ	" 細骨材 1.45kg/ℓ	省略			省略			<p>第4項 品質管理 1 コンクリート関係 【略】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">規格値</th> <th style="width: 25%;">管理方法</th> <th style="width: 50%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS R 5210～<del>5213</del> 参照</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">省略</td> <td rowspan="6"> <b>【略】</b>                      4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について<b>請負者</b>は監督職員に報告するものとする。                      なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。                 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>高炉スラグ粗骨材 <b>A</b> 1.25kg/ℓ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 粗骨材 <b>B</b></td> </tr> <tr> <td>1.35kg/ℓ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 細骨材 1.45kg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【略】</p>	規格値	管理方法	処置	JIS R 5210～ <del>5213</del> 参照	省略	<b>【略】</b> 4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について <b>請負者</b> は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。	省略	高炉スラグ粗骨材 <b>A</b> 1.25kg/ℓ	" 粗骨材 <b>B</b>	1.35kg/ℓ	" 細骨材 1.45kg/ℓ	省略			省略			<p>旧 136 ページ 新 138 ページ</p>
規格値	管理方法	処置																																		
JIS R 5210～ <del>5214</del> 参照	省略	<b>【略】</b> 4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について <b>受注者</b> は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。																																		
省略																																				
高炉スラグ粗骨材 <b>L</b> 1.25kg/ℓ																																				
" 粗骨材 <b>N</b>																																				
1.35kg/ℓ																																				
" 細骨材 1.45kg/ℓ																																				
省略																																				
省略																																				
規格値	管理方法	処置																																		
JIS R 5210～ <del>5213</del> 参照	省略	<b>【略】</b> 4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について <b>請負者</b> は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。																																		
省略																																				
高炉スラグ粗骨材 <b>A</b> 1.25kg/ℓ																																				
" 粗骨材 <b>B</b>																																				
1.35kg/ℓ																																				
" 細骨材 1.45kg/ℓ																																				
省略																																				
省略																																				



## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
規格値	管理方法	処置	規格値	管理方法	処置	旧 138 ページ 新 140 ページ
【削除】		(3)安全と認められる骨材の使用	40%以下		(3)安全と認められる骨材の使用	
砕石 40%以下		【略】なお、化学法については工事開始前、工事中	舗装コンクリート 35%以下		【略】なお、化学法については工事開始前、工事中	
砂利 35%以下		1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼でき			1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼	
舗装コンクリート 35%以下		る試験機関で試験を行うものとし、またモルタルパ			できる試験機関で試験を行うものとし、またモル	
ただし、積雪寒冷地の舗装コン		ー法は試験成績書により確認をするとともに、J I			タルパー法は試験成績書により確認をすると	
クリートの場合は25%以下		S A1804 コンクリート生産工程管理用試験法に			ともに、J I S A1804 コンクリート生産工程管理	
省略		より骨材が無害であることを確認する。	省略		用試験法により骨材が無害であることを確認す	
省略		ただし、次の場合はこの限りではない。	省略		る。	
省略		1) 工事開始前	省略			
省略		コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、国	省略			
省略		営農業農村整備事業等で発注した他工事の受	省略			
省略		注者の立会いによる試験結果がある場合は、そ	省略			
省略		の試験結果を使用できる。	省略			
省略		2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場	省略			
省略		合	省略			
省略		J I Sに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学	省略			
省略		法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨	省略	省略		
省略	省略	材生産者、生コンクリートの生産者及び受注者	省略			
		が立会えば、J I Sに基づく試験結果が使用で				
		きる。				
省略		なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工	省略			
省略		事でも使用できるが、この場合、受注者は同一の骨	省略			
		材生産場所から納入されていることを確認するも	省略			
		のとする。				

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要																				
<b>【略】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工種</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">試験（測定）項目</th> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 30%;">試験（測定）基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10 コ ン ク リ   ト</td> <td style="text-align: center;">(2) 施 工</td> <td style="text-align: center;">28 圧縮強度試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1108</td> <td> <b>【略】</b>                      2. 試験基準                      1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m<sup>3</sup> 毎に 1 回とする。                      テストピースは 1 回につき 6 個 (<math>\sigma_7</math>…<b>3 個</b>、<math>\sigma_{28}</math>…<b>3 個</b>とする。  <b>【略】</b> </td> </tr> </tbody> </table>					工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	10 コ ン ク リ   ト	(2) 施 工	28 圧縮強度試験	JIS A 1108	<b>【略】</b> 2. 試験基準 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m <sup>3</sup> 毎に 1 回とする。 テストピースは 1 回につき 6 個 ( $\sigma_7$ … <b>3 個</b> 、 $\sigma_{28}$ … <b>3 個</b> とする。 <b>【略】</b>	<b>【略】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工種</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">試験（測定）項目</th> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 30%;">試験（測定）基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10 コ ン ク リ   ト</td> <td style="text-align: center;">(2) 施 工</td> <td style="text-align: center;">28 圧縮強度試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1108</td> <td> <b>【略】</b>                      2. 試験基準                      1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m<sup>3</sup> 毎に 1 回とする。                      テストピースは 1 回につき 6 個 (<math>\sigma_7</math>…<b>3 本</b>、<math>\sigma_{28}</math>…<b>3 本</b>とする。  <b>【略】</b> </td> </tr> </tbody> </table>					工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	10 コ ン ク リ   ト	(2) 施 工	28 圧縮強度試験	JIS A 1108	<b>【略】</b> 2. 試験基準 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m <sup>3</sup> 毎に 1 回とする。 テストピースは 1 回につき 6 個 ( $\sigma_7$ … <b>3 本</b> 、 $\sigma_{28}$ … <b>3 本</b> とする。 <b>【略】</b>	旧 139 ページ 新 141 ページ
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準																										
10 コ ン ク リ   ト	(2) 施 工	28 圧縮強度試験	JIS A 1108	<b>【略】</b> 2. 試験基準 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m <sup>3</sup> 毎に 1 回とする。 テストピースは 1 回につき 6 個 ( $\sigma_7$ … <b>3 個</b> 、 $\sigma_{28}$ … <b>3 個</b> とする。 <b>【略】</b>																										
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準																										
10 コ ン ク リ   ト	(2) 施 工	28 圧縮強度試験	JIS A 1108	<b>【略】</b> 2. 試験基準 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m <sup>3</sup> 毎に 1 回とする。 テストピースは 1 回につき 6 個 ( $\sigma_7$ … <b>3 本</b> 、 $\sigma_{28}$ … <b>3 本</b> とする。 <b>【略】</b>																										

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要												
<p><b>【略】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">規格値</th> <th style="width: 33%;">管理方法</th> <th style="width: 33%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。                      3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。                      なお、1 回の試験とは採取した試料で作った3 個の供試体の平均値で表したもの。                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			規格値	管理方法	処置	1 回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1 回の試験とは採取した試料で作った3 個の供試体の平均値で表したもの。			<p><b>【略】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">規格値</th> <th style="width: 33%;">管理方法</th> <th style="width: 33%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。                      3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。                      なお、1 回の意見とは採取した試料で作った3 個の供試体の平均値で表したもの。                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			規格値	管理方法	処置	1 回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1 回の意見とは採取した試料で作った3 個の供試体の平均値で表したもの。			旧 142 ページ 新 144 ページ
規格値	管理方法	処置																
1 回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1 回の試験とは採取した試料で作った3 個の供試体の平均値で表したもの。																		
規格値	管理方法	処置																
1 回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1 回の意見とは採取した試料で作った3 個の供試体の平均値で表したもの。																		

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後						現 行						摘 要
2 土質関係 【略】						2 土質関係 【略】						旧 143 ページ 新 145 ページ
工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
10 道 路 工 程 ・ 路 床 盛 土 工	(1) 路 体	材 料	10 突固めによる土の 締固め試験	省略	省略	10 道 路 工 程 ・ 路 床 盛 土 工	(1) 路 体	材 料	10 突固めによる土締 試験	省略	省略	
			省略	省略					省略	省略		
			省略	省略					省略	省略		
	施 工	路 床 盛 土 工	施 工	13 砂置換法による土 の密度試験	省略	省略	施 工	路 床 盛 土 工	施 工	13 砂置換法による土 の試験	省略	省略
				省略	省略					省略	省略	
				省略	省略					省略	省略	
				省略	省略					省略	省略	
				省略	省略					省略	省略	
	【略】						【略】					
	注) 1. 「425 $\mu$ mふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。 2. 中規模以上の工事とは、施工面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t（コンクリートでは 1,000m <sup>3</sup> ）以上の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。						注) 4. 「425 $\mu$ mふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。 5. 中規模以上の工事とは、施工面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t（コンクリートでは 1,000m <sup>3</sup> ）以上の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。					

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">規格値</th> <th style="width: 40%;">管理方法</th> <th style="width: 40%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1. 記録の方法</td> <td>(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。</td> </tr> <tr> <td>1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 <b>【略】</b></td> <td>試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 <b>【省略】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別仕様書による(路床)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格値	管理方法	処置		1. 記録の方法	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。	1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 <b>【略】</b>	試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 <b>【省略】</b>		特別仕様書による(路床)			省略			省略			省略			省略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">規格値</th> <th style="width: 40%;">管理方法</th> <th style="width: 40%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1. 記録の方法</td> <td>(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。</td> </tr> <tr> <td>2. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 <b>【略】</b></td> <td>試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 <b>【省略】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別仕様書による(路床)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格値	管理方法	処置		1. 記録の方法	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。	2. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 <b>【略】</b>	試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 <b>【省略】</b>		特別仕様書による(路床)			省略			省略			省略			省略			<p>旧 144 ページ 新 146 ページ</p>
規格値	管理方法	処置																																																
	1. 記録の方法	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。																																																
1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 <b>【略】</b>	試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 <b>【省略】</b>																																																	
特別仕様書による(路床)																																																		
省略																																																		
省略																																																		
省略																																																		
省略																																																		
規格値	管理方法	処置																																																
	1. 記録の方法	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。																																																
2. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 <b>【略】</b>	試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 <b>【省略】</b>																																																	
特別仕様書による(路床)																																																		
省略																																																		
省略																																																		
省略																																																		
省略																																																		

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後						現 行						摘 要
【略】						【略】						旧 145 ページ 新 147 ページ
工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
10 道 路 工	(3) 粒 度 調 整 路 盤 工  ( <span style="color: red;">上層路盤工</span> )	材 料	30 突固めによる土の 締固め 試験	省略	省略	10 道 路 工	(3) 粒 度 調 整 路 盤 工	材 料	30 突固めによる土の 締固め 試験	省略	省略	
			31 <span style="color: red;">骨材</span> のふるい分け 試験	省略					31 ふるい分け試験	省略		
			32 修正CBR試験	省略					32 修正CBR試験	省略		
			33 425 μ mふるい通 過部分の塑性指数	省略					33 425 μ mふるい通 過部分の塑性指数	省略		
			省略	省略					省略	省略		
			省略	省略					省略	省略		
			省略	省略					省略	省略		
			省略	省略					省略	省略		

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
規格値	管理方法	処置	規格値	管理方法	処置	旧 150 ページ 新 152 ページ
1. 乾燥密度で規定する場合			1. 燥密度で規定する場合			
JIS A 1210 の試験で最大乾燥 密度に対する締固 め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上			JIS A 1210 の試験で最大乾燥 密度に対する締固 め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上			
2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95%の範囲とする。			2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95%の範囲とする。			
3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。			3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。			
省略			省略			

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
規格値	管理方法	処置	規格値	管理方法	処置	旧 152 ページ 新 154 ページ
<p>1. 乾燥密度で規定する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、</p> <p style="padding-left: 40px;">A・B 方法 90%以上</p> <p style="padding-left: 20px; color: red;">(ため池整備においては95%以上)</p> <p style="padding-left: 40px;">C・D・E 方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95% の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10% の範囲とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">上記によらない場合は特別仕様書による。</p>			<p>1. 乾燥密度で規定する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、</p> <p style="padding-left: 40px;">A・B 方法 90%以上</p> <p style="padding-left: 40px;">C・D・E 方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95% の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10% の範囲とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">上記によらない場合は特別仕様書による。</p>			



## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
3 石材関係 <b>【略】</b>  4 アスファルト関係					3 石材関係 <b>【略】</b>  4 アスファルト関係					旧 155 ページ 新 157 ページ
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
10 ア ス フ ア ル ト	(1) 材 料	10 針入度試験	省略	省略	10 ア ス フ ア ル ト	(1) 材 料	10 針入度試験	省略	省略	
		11 軟化点試験	省略				11 軟化点試験	省略		
		12 伸度試験	省略				12 伸度試験	省略		
		13 トルエン可溶分試験	省略				13 トルエン可溶分試験	省略		
		14 引火点試験	省略				14 引火点試験	省略		
		15 薄膜加熱試験	省略				15 薄膜加熱試験	省略		
		<b>【削除】</b>	<b>【削除】</b>				蒸発試験	JIS K 2207		
		16 蒸発後の針入度比試験	省略				16 蒸発後の針入度比試験	省略		
<b>【略】</b>					<b>【略】</b>					

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">規格値</th> <th style="width: 33%;">管理方法</th> <th style="width: 33%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表 3. 3. 1 (2) <span style="color: red;">ポリマー改質アスファルト</span> 表 3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表 3. 3. 4</td> <td style="vertical-align: top;">省略</td> <td style="vertical-align: top;">省略</td> </tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td style="text-align: center;">フライアッシュ、石灰岩</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td style="text-align: center;"><span style="color: red;">以外</span>の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	規格値	管理方法	処置	舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表 3. 3. 1 (2) <span style="color: red;">ポリマー改質アスファルト</span> 表 3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表 3. 3. 4	省略	省略	省略			省略			省略			省略			省略		フライアッシュ、石灰岩	省略		<span style="color: red;">以外</span> の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合	省略			省略			省略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">規格値</th> <th style="width: 33%;">管理方法</th> <th style="width: 33%;">処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表 3. 3. 1 (2) ゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルト 表 3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表 3. 3. 4</td> <td style="vertical-align: top;">省略</td> <td style="vertical-align: top;">省略</td> </tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td style="text-align: center;">フライアッシュ、石灰岩</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td style="text-align: center;"><span style="color: red;">やその他</span>の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	規格値	管理方法	処置	舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表 3. 3. 1 (2) ゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルト 表 3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表 3. 3. 4	省略	省略	省略			省略			省略			省略			省略		フライアッシュ、石灰岩	省略		<span style="color: red;">やその他</span> の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合	省略			省略			省略			<p>旧 156 ページ 新 158 ページ</p>
規格値	管理方法	処置																																																																		
舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表 3. 3. 1 (2) <span style="color: red;">ポリマー改質アスファルト</span> 表 3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表 3. 3. 4	省略	省略																																																																		
省略																																																																				
省略																																																																				
省略																																																																				
省略																																																																				
省略		フライアッシュ、石灰岩																																																																		
省略		<span style="color: red;">以外</span> の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合																																																																		
省略																																																																				
省略																																																																				
省略																																																																				
規格値	管理方法	処置																																																																		
舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表 3. 3. 1 (2) ゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルト 表 3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表 3. 3. 4	省略	省略																																																																		
省略																																																																				
省略																																																																				
省略																																																																				
省略																																																																				
省略		フライアッシュ、石灰岩																																																																		
省略		<span style="color: red;">やその他</span> の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合																																																																		
省略																																																																				
省略																																																																				
省略																																																																				

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	旧 157 ページ 新 159 ページ
10 ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	31 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	省略	省略	10 ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	31 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	省略	省略	
		32 鉄鋼スラグの密度及び吸水率試験	【削除】 JIS A 1110				舗装調査・試験 法便覧 A018			
		33 骨材のすりへり試験	省略				省略			
		34 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	省略				省略			
		35 粗骨材の軟石量試験	省略				省略			
		36 骨材中に含まれる粘土塊量試験	省略				省略			
		37 粗骨材の形状試験	省略				省略			
【略】					【略】					

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後			現 行			摘 要
規格値	管理方法	処置	規格値	管理方法	処置	旧 158 ページ 新 160 ページ
水浸膨張比 2.0%以下			水浸膨張比 2.0%以下			
SS			SS			
表乾密度 : 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上			表乾密度 : 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上			
吸水率 : 3.0%以下			吸水率 : 3.0%以下			
すり減り量 砕石 30%以下			すり減り量 砕石 30%以下			
CSS 50%以下			CSS 50%以下			
SS 30%以下			SS 30%以下			
損失量 12%以下			損失量 12%以下			
軟石量 5%以下			軟石量 5%以下			
粘土、粘土塊量 0.25%以下			粘土、粘土塊量 0.25%以下			
細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下			細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下			
アスファルト量は±0.9%、粒度は2.36mmふるい±12%及び75μmふるい±5%【削除】。 印字記録による場合は、舗装用 施工便覧表10.5.1による。			アスファルト量は±0.9%、粒度は2.36mmふるい±12%及び75μmふるい±5%を20回に1回以上の確率で下回ってはならない。 印字記録による場合は、アスファルト舗装要綱表6.5.7による。			
配合設計で決定した温度			配合設計で決定した温度			

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	旧 159 ページ 新 161 ページ
10 ア ス フ ア ル ト	(3) 舗 設 現 場	42 温度測定 (初期締固め前)	温度計による	省略	10 ア ス フ ア ル ト	(3) 舗 設 現 場	42 温度測定 (初期締固め前)		省略	
		43 密度測定	【削除】 舗装調査・試験法 便覧 B008	省略			43 密度測定	舗装試験法便覧	省略	
<p>【略】</p> <p>5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係</p> <p>(1) プレキャストコンクリート製品関係</p> <p>【略】</p> <p>(2) 鋼材関係</p> <p>6 その他の二次製品</p>					<p>【略】</p> <p>5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係</p> <p>(1) プレキャストコンクリート製品関係</p> <p>【略】</p> <p>(2) 鋼材関係</p> <p>6 その他の二次製品</p>					

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後					現 行					摘 要
	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数		種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	旧 166 ページ 新 167 ページ
ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管	ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75 ~ 250 200本	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管	ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75 ~ 250 200本	
	ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 300 ~ 600 100本		ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 300 ~ 600 100本	
	ダクタイル鑄鉄直管 ダクタイル鑄鉄異形管 ダクタイル鑄鉄管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027	φ 700 ~ 1,000 60本 φ 1,100 ~ 1,500 40本 φ 1,600 ~ 2,600 30本		ダクタイル鑄鉄直管 ダクタイル鑄鉄異形管 ダクタイル鑄鉄管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027	φ 700 ~ 1,000 60本 φ 1,100 ~ 1,500 40本 φ 1,600 ~ 2,600 30本	
硬 質 ポ リ 塩 化 ビ ニ ル 管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本	
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本		水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本	
【略】					【略】					

## 土木施工管理基準の主要改正部分対照表

改 正 後	現 行	摘 要
<p>参考資料</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>参考資料</p> <p>1 管路の通水試験 ..... 256</p> <p>2 杭の打ち止め管理 (参考) ..... 260</p> <p>3 薬液注入工事に係る施工管理等について ..... 262</p> <p>4 トンネル (NATM) 観察・計測 (案) ..... 265</p> <p style="padding-left: 20px;">[参考資料]ロックボルトの引抜試験 ..... 286</p> <p>5 R I 計器を用いた盛土の締め管理要領 (案) について ..... 288</p> <p>6 突固め方法の種類 (A・B・C・D・E) の適用について ..... 310</p> <p>7 管更生工法に係る施工管理について (参考) ..... 311</p> <p>8 プルフローリング ..... 312</p> <p>9 コンクリートブロックの製作及び検査基準 (参考) ..... 313</p> <p>10 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案) ..... 316</p> <p>11 地盤改良工 (浅層・中層混合処理工法) の施工管理について ..... 319</p>	<p>参考資料</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>参考資料</p> <p>1 管路の通水試験 ..... 248</p> <p>2 杭の打ち止め管理 (参考) ..... 252</p> <p>3 薬液注入工事に係る施工管理等について ..... 255</p> <p>4 トンネル (NATM) 観察・計測 (案) ..... 259</p> <p style="padding-left: 20px;">[参考資料]ロックボルトの引抜試験 ..... 265</p> <p>5 R I 計器を用いた盛土の締め管理要領 (案) について ..... 267</p> <p>6 突固め方法の種類 (A・B・C・D・E) の適用について ..... 269</p> <p>7 管更生工法 ..... 270</p> <p>8 プルフローリング ..... 271</p> <p>9 コンクリートブロックの製作及び検査基準 (参考) ..... 275</p> <p>10 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案) ..... 278</p> <p>11 地盤改良工 (浅層・中層混合処理工法) の施工管理について ..... 281</p>	<p>旧 247 ページ</p> <p>新 255 ページ</p>





